

# 学生ボランティア募集の受付に関する指針

2020（令和2）年7月31日

茨城キリスト教大学 地域・国際交流センター 地域交流課

## はじめに

茨城キリスト教大学 地域・国際交流センター（以下、当センター）では、

**公益性・公共性の高い活動**

**非営利活動**

**安全性が確保された活動**

**教育的配慮を伴う活動**

以上の条件に当てはまる学生ボランティア募集团体（以下、募集团体）が主催する活動に対し、ボランティア募集の情報を学内掲示板、学生支援ポータル[IC-UNIPA]、メーリングリスト、当センターをはじめとする学内教職員の相談等を通し、学生に広く周知をします。

本指針の次頁より示す項目に同意の上、ボランティア活動の情報をご提供くださいますようご協力をお願い申し上げます。

また、ボランティア活動情報の掲載や提供の可否に関しては、所定の基準に基づき当センターにて審査した上で決定いたします。審査結果や情報提供開始日等につきましても、当センターより募集团体へ向けたご連絡は差し上げておりませんのであらかじめご了承ください。

なお、募集团体から提供いただきました個人情報は、当センターにて活動情報の提供の目的のみに使用させていただきます。

# 1.学生ボランティアの受付手順

## ① 申請用紙のダウンロードと記入

「学生ボランティア募集の受付に関する指針（本紙）」をお読みいただいた上、当センターのウェブページより「学生ボランティア募集要請書」をダウンロード、ご記入ください。

### 初めて応募をお寄せいただく募集团体の担当者の方へ

募集内容や詳細等をお伺いいたしますので、当センターに、電話もしくはE-mailでお問い合わせください。

## ② 申込

ご記入いただいた「学生ボランティア募集要請書」をE-mailもしくは郵送でお送りください。直接ご持参していただいても受付いたしますが、担当者が不在の場合もありますので事前に当センターご連絡くださいますようお願いいたします。

### 初めて応募をお寄せいただく募集团体の担当者の方へ

学生ボランティア募集要請書と共に、募集团体の概要を記したパンフレットや冊子、ご担当者様の名刺、情報募集チラシ等もありましたらご提供ください。

## ③ 選定と掲出について

お預かりした募集情報については当センターで選定をさせていただきます。  
承認されたものにつきましては、随時学生に広報いたします。  
選定の範囲や基準に関しては次項をご覧ください。

## 2. 募集団体や活動の選定

### 1) 募集団体の分野や範囲

活動分野や範囲、法人格の有無等は問いません。

例：ボランティア・市民活動団体、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人や財団法人などの公益法人、国や地方自治体、独立行政法人、企業（非営利の社会貢献活動に限ります）など。

### 2) 募集団体の受け入れ体制

- 募集や受け入れの担当者が明確であること。
- 有償活動とボランティア活動を明確に区別していること。

### 3) ボランティア活動の選定基準

以下に該当する活動は承認不可といたします。

- 公益性・公共性、非営利、安全性、教育的配慮に合致しない活動。
- 政治的・宗教的活動に関する活動や、特定の政治組織や宗教団体への加盟を強要・勧誘するような活動。
- 法令に抵触する活動。
- 公序良俗に反する、または犯罪行為を誘発するおそれのある活動。
- 第三者に損害または不利益を与える活動や行為、第三者を誹謗中傷する活動。
- 申請時に提出された内容に、虚偽や誇張が認められる活動。
- 活動に関する責任体制が明確でない活動。
- 精神的・肉体的苦痛が心配される活動（セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを含む）。

- 人命に関わることが予想される活動（水泳監視、ベビーシッター、病人の介助など）。ただし、当該活動に係る専門家（有資格者）の指導のもとで行われる場合には、この限りではない。
- 有資格者によってなされるべき活動（学生が資格を有する場合、この限りではない）。
- 宿泊を伴う活動（適切に夜間睡眠が確保されている場合は、この限りではない）。
- その他不適当であると判断される活動。

### 3.募集团体と当センターの申し合わせ

募集团体と当センターは、以下の点を申し合わせ事項として確認いたします。

- 「学生ボランティア募集の受付に関する指針（本紙）」を理解し、順守しながら活動を開始すること。
- 申し込みをした学生に対して活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意をした上で、活動を開始すること。
- 活動を開始する前にオリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ学生に伝達すること。また、活動が始まった後は必要に応じて研修や支援を行うこと。
- ボランティア活動中は、ボランティア担当のスタッフとともに活動を行うこと。
- 適切なボランティア保険（学生保険を含む）に加入の上活動を開始すること。
- 夜 10 時以降の深夜活動をさせないこと。

### 4.免責事項

当センターで紹介する活動に関して、発生したトラブル等に対して当センターは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。